

国自審第 2232 号  
平成 30 年 3 月 26 日

日産自動車株式会社  
取締役社長 西川 廣人 殿

国土交通大臣 石井 啓一

### 型式指定に関する業務改善について

貴社における型式指定車の完成検査における不適切な取扱いに関して、昨年 9 月から 12 月にかけて行った立入検査及び 11 月 17 日付けで国土交通省に提出された報告書(以下「報告書」)について精査を行い、本日、別添のとおり、その結果をとりまとめた。

貴社においては、この結果を踏まえ、報告書で示された再発防止策について必要な見直しを行い、国土交通省に対して速やかに報告するとともに、見直しを行った再発防止策の実施状況等について四半期毎に報告を求める。

また、20 日公表した「適切な完成検査を確保するためのタスクフォース」の中間とりまとめを踏まえ、当分の間、貴社を重点的な監視対象とし、今後、改めて不適切な取扱いが判明した場合等、必要な場合においては、所要の措置をとることとする。

なお、栃木工場における完成検査の一部未実施の事案について、本日、道路運送車両法第 75 条第 4 項違反による過料が貴社に適用されるよう、横浜地方裁判所に通知したことを申し添える。

日産自動車(株)に対する立入検査及び日産報告書の精査結果

平成 30 年 3 月 26 日

国土交通省自動車局

## 第1 背景等

(以下、日産自動車株式会社を「日産」、同社追浜工場を「追浜工場」、同社栃木工場を「栃木工場」、日産自動車九州株式会社を「日産九州」、日産車体株式会社湘南工場を「日車湘南」、日産車体九州株式会社を「日車九州」とする)

- 国土交通省による9月18日及び22日の日車湘南、9月26日の追浜工場、9月28日の日車九州への立入検査の際に、完成検査員以外の者による完成検査の実施及びこれらの者による完成検査員の印鑑を用いた完成検査証への押印の事案について把握した。
- 9月29日、国土交通省自動車局長は日産に対し、指示文書「型式指定に関する業務等の改善について」を発出し、「不適切な完成検査の過去からの運用状況等、事実関係の詳細を調査し及び再発防止策を検討し、一ヶ月を目処に報告すること」等を指示した。
- これを受けて日産は、西村あさひ法律事務所に、不適切な完成検査の過去からの運用状況等、事実関係やその原因についての調査を委託した。
- 11月17日、日産は、西村あさひ法律事務所の調査結果を踏まえた上で、同社としての報告書(以下「日産報告書」という)をとりまとめ、自動車局長に提出した。同報告書には、再発防止策も盛り込まれた。
- 国土交通省自動車局は、12月20日及び21日に日産のNTC<sup>1</sup>(厚木)へ、同月22日に同社本社(横浜)へ、それぞれ立入検査を行い、日産報告書に記載されていない重大な事実が無いのか、報告内容に誤りや偽りは無いのかという観点から、検証を行った。
- 国土交通省では、これまでの立入検査及び日産報告書について精査を行ってきたところ、改めて日産に対し指摘すべき事項が認められたことから、今般、関連する事実関係とともにこれを示す。

---

<sup>1</sup> 日産テクニカルセンター

## 第2 結果

### 1. 型式指定の申請と現場の完成検査に関する業務の実態との乖離について

#### (1) 実態を伴わない完成検査員の任命に係る社内規程及び完成検査票の届出

- これまでの日産車の型式指定は、同社の社内規程に基づき必要な教育・訓練を経てあらかじめ任命された完成検査員によって、現場の完成検査に関する業務の実態を反映したものとして国土交通省に届け出られた完成検査票に基づいて、完成検査が実施されることを前提<sup>2</sup>として、行われたものである。
- しかしながら、実際には、完成検査員ではない補助検査員や作業員によって完成検査が実施されるとともに、完成検査員の任命プロセスの運用が長年に亘り不適切(完成検査員の任命手続きにおける不備)な状態にあり、さらに、完成検査票の内容が現場の完成検査に関する業務の実態から乖離しているなど、その実態は、型式指定の際の前提とは全く異なるものであった。すなわち、日産は、このような実態を伴わない完成検査員の任命に係る社内規程及び完成検査票を届け出ることにより、数多くの型式の指定を受け続けていたものである<sup>3</sup>。
- このように、長年に亘って続けられてきた、日産の型式指定の申請行為は、極めて不適切であり、如何なる理由があろうとも正当化されるものではない。

#### (2) 不適切な申請行為に関し日産が講ずべき対応

- 日産報告書で示された再発防止策の実効性を確保することにより、こうした不適切な申請行為を二度と発生させないためには、日産本社が、現場の完成検査に関する業務の実態を平素から確実に把握・管理することが不可欠である。そのため、日産本社による実態の把握・管理につき、今一度再点検し、不適切な完成検査の再発防止策の実効性を確保し、かつ、今回の事案を風化させることがないよう、必要な再発防止策の見直しも行うべきである。

#### (3) 栃木工場における一部灯火の完成検査の未実施

- 栃木工場においては、平成 26 年 1 月 25 日から平成 29 年 10 月 19 日までに完成検査をした 24, 207 台の型式指定車について、完成検査の一部である「車室外乗降支援灯(消灯)」の検査が行われていなかった。

<sup>2</sup> 型式指定の申請の際、日産は社内規程「完成検査実施細則」に基づき、品質管理をする旨届け出ている。同規程では、「7.5 検査員 (1) 完成検査に従事する検査員は、法規に定める要件を基に規定した資格要件を具備していること。(2) 検査主任技術者は、完成検査員を任命し、資質の向上を図るための教育訓練を行う。(3) 完成検査員は、業務の遂行にあたり、完成検査員の資格を有していることを表わす標章を着用して完成検査を行い、検査記録票に自己の氏名を明記する。」と規定されている。

<sup>3</sup> 平成 19 年 9 月 30 日～平成 29 年 9 月 29 日の 10 年間では、日産車 106 型式について指定。

- この要因は、前述の不適切な型式指定の申請と同様に、標準作業書(完成検査業務の現場の手順書)と国に届け出ている完成検査票との間の乖離であり、日産本社が現場の完成検査に関する業務の実態を把握・管理できていなかったことによるものである。このことは完成検査員以外の者による完成検査の実施を招いており、看過できない。
- 特に、このうち 107 台は、自動車局長から型式指定に関する業務等の改善指示を発出した平成 29 年 9 月 29 日以降に完成検査をしたものであり、完成検査業務の改善指示を受けたにもかかわらず完成検査業務の適正な実施がなされていないという点で、今後の道路運送車両法令の適切な執行に影響を与えかねない重大な違反である。
- このため、当該 107 台について、今般、道路運送車両法第 75 条第 4 項違反による過料が日産に適用されるよう、横浜地方裁判所に通知をすることとした。

## 2. 国土交通省の立入検査時の不適切な対応を招いた日産本社の対応について

### (1) 9 月 18 日以降の国土交通省立入検査時の不適切な対応の経緯

- 9 月 18 日、国土交通省による日車湘南への立入検査により、完成検査員以外の者が完成検査を実施するとともに、これらの者が完成検査員の印鑑を用いて完成検査証へ押印していた事案が判明し、翌 19 日に日産本社は、栃木工場、追浜工場、日産九州、日車九州でも同様の事案があることを把握した。
- 日産本社は、上記の通り各工場でも同様の事案があることを 9 月 19 日に把握しておきながら、9 月 27 日になりようやく、各工場の工場長を集めてテレビ会議を行い、国土交通省の立入検査では質問されたことに対して正直に答え、資料の提出を要請されたときには誠実に対応するよう指示が出された。同日、西川 CEO にそれまでに確認されていた事実が報告された。
- 9 月 29 日午前、日産は国土交通省に対し、日車湘南以外の工場でも、完成検査員以外の者が完成検査を実施するとともに、これらの者が完成検査員の印鑑を用いて完成検査証へ押印していた事案があることを報告した。
- この間、9 月 22 日の日車湘南、9 月 26 日の追浜工場、9 月 28 日の日車九州への立入検査の際に、不正確な説明をする、関係資料の一部を修正、削除するなど、不適切な行為が行われた。

### (2) 立入検査時の不適切な対応に関する日産の経営層を含む日産組織の責任

- 日産本社が 9 月 19 日の時点で、各工場において、完成検査員以外の者が完成検査を実施するとともに、これらの者が完成検査員の印鑑を用いて完成検査証へ押印していた事案等の無資格検査問題があることは把握していながら、この時点で直ちに各工場に対し適切な指示を出しておらず、また、国交省に事実関係の報告も行わなかったことを踏まえれば、立入検査時の不適切な対応に関しては、日産本社の対応にも重大な責任がある。

- また、無資格検査問題及びそれを立入検査時に隠していた行為は、長年に亘り各工場で常態化していたが、そのような実態を、各工場の管理者層及び日産本社が把握・管理できていなかったことも踏まえれば、立入検査への不適切な対応について、日産の経営層を含め日産組織の責任は極めて大きいことについて十分自覚すべきである。

### (3) 立入検査時の不適切な対応に関し日産が講ずるべき対応

- 今後、日産は、社内各層に対し定期的に教育を行うことなどを通じ、完成検査や立入検査における適切な対応の重要性をはじめ自動車関連法規等の遵守及びコンプライアンスの徹底を図るべきである。

## **第3 本件を受けて国土交通省が行う措置**

### (1) 日産からの四半期毎の報告徴収

- 日産に対し、上記第2を踏まえ、11月17日付けの日産報告書で示された再発防止策について必要な見直しを行い、国土交通省に対して速やかに報告するとともに、見直しを行った再発防止策の実施状況等について四半期毎に報告するよう求める。

### (2) 重点的な監視

- 20日公表した「適切な完成検査を確保するためのタスクフォース」の中間とりまとめを踏まえ、当分の間、同社を重点的な監視対象とし、今後、完成検査の不適切な取扱いが新たに判明した場合又は改善していない場合は、所要の措置をとる。

### (3) 過料通知

- 栃木工場における、完成検査の一部未実施の事案について、道路運送車両法第75条第4項違反による過料が日産に適用されるよう、横浜地方裁判所に通知する。